

シ ャ ッ ク ハ ウ ス 対 策 確 認 項 目 報 告

検 査 ・ 確 認 事 項 を で 囲 む こ と

居 室 等	建 築 材 料	<p>1 各居室等の下地における建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 各居室等の接着剤の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>3 各居室等の仕上げにおける建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>4 各居室等の塗料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5 各居室等の建具及び造り付け家具等の材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>6 軽微な変更を行ったが、同等以上の材料への変更であることを確認した。</p> <p>7 その他 ( )</p>
	換 気 設 備	<p>1 各居室等の換気設備において、確認図書の換気計画と同一であることを確認した。(換気ガラリ、アンダーカット等)</p> <p>2 各居室等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。</p> <p>3 各居室等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>4 その他 ( )</p> <p>換気回数の増加、通気経路の変更または換気計画上支障がないことが明らかな換気設備に係る変更をする場合は、1 2 条 3 項の報告を求めます。</p>
天 井 裏 等		<p>1 天井裏等の仕上げにおける建築材料の種類が、確認図書と同一であることを確認した。( F 以上を使用した場合)</p> <p>2 天井裏等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。(換気設備を設置した場合)</p> <p>2- 天井裏等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。(2に該当し、1ダクトを使用した場合)</p> <p>3 天井裏等において気密層又は通気止めによって、居室と区画したことを確認した。(1または2以外の場合)</p> <p>4 その他 ( )</p>
写 真		<p>(別添のとおり)</p> <p>写真には、撮影箇所、撮影対象材料、撮影目的が分かる様に注釈を付けてください。</p> <p>写真を準備できない場合は、上記の内容を証明できる書類(納品書、出荷証明書、MSDS、カタログ等)の提示を求めめる場合があります。</p>
備 考		